

2019年9月吉日

お客様 各位

〒100-6331
東京都千代田区丸の内 2-4-1
丸の内ビルディング 31階
ユーディーアイ確認検査株式会社
代表取締役 田辺 惠善

消費税法改正に伴う消費税率変更の対応に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お客様各位におかれましてもご承知の通り、このたび消費税法が改正され、2019年10月1日より消費税が8%から10%へ引き上げられることになりました。

つきましては、弊社におきましても交付日等が2019年10月1日以降の業務については新税率(10%)で消費税を申し受けいたしますので、ご案内申し上げます。(基準法は除く)新税率(10%)の手数料はホームページ内「料金案内」をご確認くださいませよう、よろしく願いいたします。

なお、現行税率(8%)でご請求済み、またはお支払いいただいた業務で、交付日等が2019年10月1日以降の場合は経過措置(※1)が適用されるものを除き、新税率(10%)との税改正差額分(2%相当額)をご請求させていただきます。

お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力の程、よろしく願いいたします。

弊社におきましては、お客様各位のご期待に添うべく一層業務に邁進する所存でございますので、なにとぞ倍旧のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

※1 経過措置:改正法附則第5条第3項に規定する「工事の請負等に係る契約」が弊社業務に該当します
26年指定日(平成25年10月1日)から31年指定日(平成31年(2019年)4月1日)の前日までの間に締結した工事(製造を含みます。)に係る請負契約(一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。)に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等

	4/1	10/1
【経過措置】 3/31までに受付した物件は、交付日等が10/1以降でも消費税は8%	4/1~9/30に受付し交付日等が9/30までの物件は消費税8% <u>4/1~9/30に受付し、交付日等が10/1以降の物件は消費税10%になります</u> <u>差額2%を御請求させていただきます</u>	10/1以降に受付した物件は消費税10% で御請求させていただきます

消費税に関するお問い合わせ先：総務部 総務経理課 (03-6212-3773)